

許可条件

1 使用許可の取消し

次の事項に該当するときは、この使用許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において、使用することを許可した財産（以下「使用許可財産」という。）を公用又は公共用に供する必要があるが生じたとき。
- (2) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの許可条件に違反したとき。
- (3) 使用料が有償の場合にあっては、使用者が使用料の納付を怠ったとき。
- (4) 使用者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
- (5) その他使用者が地方自治法、地方自治法施行令、京都市公有財産及び物品条例（以下「条例」という。）又は京都市公有財産規則（以下「規則」という。）の規定に違反したとき。

2 使用料の改定

使用期間中であっても、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情の変更により使用料の改定（使用料が無償の場合にあっては、有償化）をすることがある。

3 使用料の還付

使用料が有償の場合において、既納の使用料は、還付しない。ただし、条例第2条第3項各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。

4 延滞金

使用料が有償の場合において、使用料が納付期限までに納付されず、市長がその使用料の納入について督促をしたときは、条例第3条の規定に基づき計算した延滞金を納付しなければならない。

5 使用貸借又は賃貸借等の禁止

使用者は、次の行為をしてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 使用許可財産の使用貸借又は賃貸借
- (2) 使用者の地位の譲渡
- (3) 使用許可財産の形質の変更
- (4) 使用許可財産の使用目的の変更

6 届出事項

使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 使用者又は保証人が氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、名称又は事務所若しくは事業所の所在地）を変更したとき。
- (2) 使用者の地位について、相続又は合併等による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 保証人を変更しようとするとき。

7 必要費等の補償

使用者は、使用許可財産に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ市長が承認した場合を除いては、その補償を請求することができない。

8 滅失又は損傷の届出等

使用者は、使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに書面により市長に届け出なければならない。この場合において、使用者の責めに帰すべき事由により使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

9 損害賠償

使用者が、その責めに帰すべき事由によりこの使用許可を取り消されたときは、これにより本市に生じた損害を賠償しなければならない。

10 原状回復義務

使用者は、使用期間が満了したときは当該使用期間の満了の日までに、使用許可が取り消されたときは市長が指定する日までに、自己の費用で使用許可財産を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

11 善管注意義務

使用者は、使用許可財産を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。

12 調査協力の義務

市長は、使用許可財産について随時その使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者は、これに協力しなければならない。

13 使用期間の更新

使用者は、使用期間の満了後引き続き使用許可財産を使用しようとするときは、使用期間満了の日の30日前までに、規則第20条第2項に規定した申請書を市長に提出しなければならない。

14 疑義への対応

使用許可財産の使用又はこの許可条件について疑義が生じたときは、市長の指示によらなければならない。

15 保証金

(1) 使用者は、本市に対し、使用料の4分の1に相当する額の保証金を本市が定める納期限までに預託しなければならない。

(2) 本使用期間の満了の日（本使用許可が取り消されたときにあつては、使用者が本件使用許可財産の返還を完了する日）までの間、使用者は、保証金の返還請求権をもって、本市に対する使用料債務その他の債務と相殺することができない。

(3) 使用者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(4) 保証金には、利息を付さない。

16 保証金の改定

(1) 当該年度における使用料に基づく、15に規定する納めるべき保証金額が、預託済みの保証金の2倍以上になったときは、使用者は、本市に対し、当該年度における使用料に基づく、15に規定する納めるべき保証金額と預託済みの保証金との差額に相当する額の保証金を本市が定める納期限までに預託しなければならない。

2 前15第2号から第4号までの規定は、前号の規定により預託する保証金について準用する。

17 保証金の充当

(1) 使用者が本市に対して本使用許可に基づく未払金銭債務を有し、本市がその支払いについて期限を指定して督促したにもかかわらず、使用者が当該期限までに支払わないときは、本

市は、保証金を当該未払金銭債務に充当することができる。

(2) 本市が保証金の全部又は一部を未払金銭債務に充当し、保証金の充当日の属する年度の使用料で積算した保証金の額が預託済み保証金の充当後の残額を上回ったときは、使用者は、本市に対し、その差額に相当する額の保証金を本市が定める納期限までに預託しなければならない。

(3) 15の2号から4号までの規定は、前号の規定により預託する保証金について準用する。

18 保証金の返還

(1) 本件使用許可期間が満了したとき又は本使用許可が取り消されたときは、本市は、保証金を使用者に返還する。

(2) 保証金の返還時、使用者が本市に対して本使用許可に基づく未払金銭債務を有しているときは、本市は、保証金を当該未払金銭債務の弁済に充当することができる。

(3) 保証金返還時における保証金の額が、使用者が本市に対して有する本使用許可に基づく未払金銭債務の弁済に必要な額に満たないときは、使用者は、その不足額を本市に支払わなければならない。

※ 保証金を徴さない場合は、15 から 18 を削除します。